

岐阜県公報

第二千六百九十号
平成二十七年十月十六日

(金曜日)

目次

告示

保安林に指定する予定である旨の通知

道路の区域変更

保安林の指定

公示

県営土地改良事業計画の変更に関する市町村等協議に係る概要等

建築基準法に基づく構造計算適合性判定の委任

土地改良区の定款の変更認可

(治山課) 七一五

(道路維持課) 七一五

(郡上農林事務所) 七一六

(農地整備課) 七一六

(建築指導課) 七一六

(可茂農林事務所) 七一七

告示

岐阜県告示第六百十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十七年十月十六日

岐阜県知事 古田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

揖斐郡揖斐川町東津汲字岡山八九九の一、九〇〇の四、九〇一の一

二 指定の目的

土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る立木の伐採を禁止する。

2 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び揖斐川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第六百十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十七年十月十六日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県多治見土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年十月十六日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区間	区域変更前後	敷地の幅員	延長	備考
河合線 多治見	土岐市泉町久尻字金屋前五七七番一五地先から 同市同町同字西本町七番四地先まで		前 後	六・〇 三・二 六・〇 三・二	二四・〇 二四・〇	

岐阜県告示第六百十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次の森林を保安林に指定するので、同法第三十三条第六項で準用する同法第三十三条第一項の規定により告示する。

平成二十七年十月十六日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 保安林の所在場所
郡上市八幡町有坂字中間七八五の一、七八五の二七
- 二 指定の目的
落石の危険の防止
- 三 指定実施要件
（一）立木の伐採の方法
1 主伐は、択伐による。
2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- （一）立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- （二）「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県郡上農林事務所及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。

公 示

県営土地改良事業計画の変更に関する市町村等協議に係る概要等

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第四項の規定により次の県営土地改良事業の変更についてその概要等を大垣市長と協議したので、同条第六項において読み替えて準用する同法第八十七条の二第八項の規定により公示し、事業計画の変更についてその概要等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十七年十月十六日

岐阜県知事 古田 肇

施行に係る地区名	縦覧場所	縦覧期間
かみいしづ地区	大垣市役所	平成二七・一一〇・一一六

建築基準法に基づく構造計算適合性判定の委任

建築基準法（昭和二十五年法律第一百一号。以下「法」という。）第十八条の二第一項の規定により、指定構造計算適合性判定機関に構造計算適合性判定を行わせることとしたので、法第七十七条の三五の八第一項の規定により次のとおり公示する。

平成二十七年十月十六日

岐阜県知事 古田 肇

一 指定構造計算適合性判定機関の名称等

名 称	住 所	業務区域	構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地
一般財団法人ベターリビング	東京都千代田区富士見二丁目七番一 号	岐阜県の 全域	東京都千代田区富士見二丁目七番一 号

二 指定構造計算適合性判定機関に行わせることとした構造計算適合性判定の業務

次のいずれかに該当する建築物に係る構造計算適合性判定。なお、一の構造計算適合性判定に係る建築物が二以上あり、いずれか一の建築物が次のいずれかの建築物に該当するときは、当該構造計算適合性判定に係る建築物全てを次のいずれかの建築物に該当するものとみなす。

- 1 延べ面積が三千平方メートルを超える建築物（建築物の二以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している場合においては、当該建築物の部分。以下同じ。）
 - 2 建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「政令」という。）第八十一条第二項第一号に定める構造計算による建築物
 - 3 構造計算適合性判定を要する木造又は木造を併用する建築物
 - 4 法第二十条第一項第二号イ及び第三号イの建築物で国土交通大臣の認定を受けたプログラムによるものによって確かめられる安全性を有するもの
 - 5 高さが三十一メートルを超える建築物
 - 6 構造耐力上主要な柱、はり又は耐力壁をプレキャスト鉄筋コンクリート造とした建築物
 - 7 構造耐力上主要な部分に設計基準強度が一平方ミリメートルにつき三十六ニュートン以上のコンクリートを使用する建築物
 - 8 政令第八十条の二の規定に基づき、次により国土交通大臣が定めた安全上必要な技術的基準に従った構造を有する建築物
- (一) プレストレストコンクリート造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める等の件（昭和五十八年建設省告示第千三百二十号）
- (二) 免震建築物の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める等の件（平成

十二年建設省告示第二千九号）

- (三) 薄板軽量形鋼造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める等の件（平成十三年国土交通省告示第千六百四十一号）
 - (四) アルミニウム合金造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件（平成十四年国土交通省告示第四百十号）
 - (五) 構造耐力上主要な部分にシステムトラスを用いる場合における当該構造耐力上主要な部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件（平成十四年国土交通省告示第四百六十三号）
 - (六) コンクリート充填鋼管造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件（平成十四年国土交通省告示第四百六十四号）
 - (七) 膜構造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める等の件（平成十四年国土交通省告示第六百六十六号）
 - (八) 鉄筋コンクリート組積造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件（平成十五年国土交通省告示第四百六十三号）
 - 9 政令第三十九条第三項の規定に基づき構造耐力上安全なものとして国土交通大臣が定めた特定天井及び特定天井の構造耐力上安全な構造方法を定める件（平成二十五年国土交通省告示第七百七十一号）第三項第二号の構造方法を用いた建築物
 - 10 その他知事が必要と認める建築物
- 三 構造計算適合性判定の業務の開始の日
平成二十七年十月十六日

土地改良区の定款の変更認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の付属書役員選任規程の変更を認可したので、同条第三項の規定により公示する。

平成二十七年十月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

土 地 改 良 区 名	認 可 年 月 日
東 白 川 村 土 地 改 良 区	平 成 二 七 ・ 一 〇 ・ 一 六

平成二十七年十月十六日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社